

新潟市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 29 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 51 号

新潟市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

新潟市クリーニング業法施行細則（昭和 25 年新潟市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 3 号中「水溶液」を「水溶液中」に改め、同項中第 7 号を削り、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「水溶液」を「水溶液中」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 亜塩素酸水を使用し、その遊離残留塩素濃度が 1 リットルにつき 25 ミリグラム以上である摂氏 20 度以上の水溶液中に、洗濯物を 10 分間以上浸す方法又はその遊離残留塩素濃度が 1 リットルにつき 50 ミリグラム以上である摂氏 10 度以上の水溶液中に、洗濯物を 10 分間以上浸す方法

第 1 条の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (8) 過酢酸濃度が 1 リットルにつき 150 ミリグラム以上である摂氏 60 度以上の水溶液中に、洗濯物を 10 分間以上浸す方法又は過酢酸濃度が 1 リットルにつき 250 ミリグラム以上である摂氏 50 度以上の水溶液中に、洗濯物を 10 分間以上浸す方法

第 1 条の 2 第 2 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 過酢酸濃度が 1 リットルにつき 150 ミリグラム以上かつ摂氏 60 度以上の水溶液で 10 分間以上処理すること又は過酢酸濃度が 1 リットルにつき 250 ミリグラム以上かつ摂氏 50 度以上の水溶液で 10 分間以上処理すること。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. 令和7年4月1日からこの規則の施行の日前までの間に、改正後の第1条の2第1項第4号の規定による方法により消毒が行われた場合は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条第3項第5号の規定による消毒の措置が講じられたものとみなす。